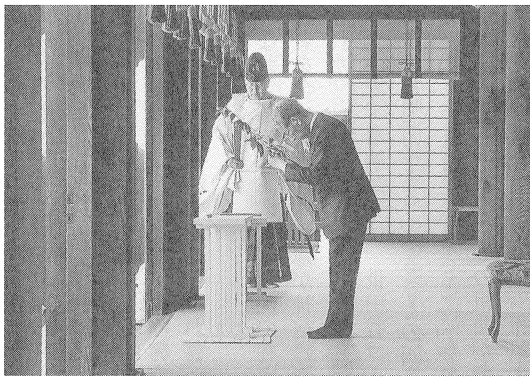




三笠宮崇仁親王殿下の御台臨の下、合同慰霊祭で祭文を奏上する山本卓真会長



玉串を奉奠して拝礼される三笠宮殿下

平成二十二年度 大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭



題字揮毫・故 瀬島龍三氏

第 19 号

財団法人 大東亜戦争全戦没者
慰霊団体協議会

〒105-0014 港区芝2-5-19
TAビル4階

電話 03 (5730) 0421
FAX 03 (5730) 0422

<http://homepage2.nifty.com/ireikyoyu>

振替口座 00140-6-334930

編集人 飯田 正 能

発行人 柚木 文 夫

印刷所 ヨシダ印刷株式会社

目 次

大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭	1
菅内閣総理大臣に対し「国立追悼施設建設に関する公開質問状」を提出	5
山谷えり子参議院議員から菅総理大臣に対する質問主意書(一)(二)と各政府答弁書	7
第44回特攻殉国者慰霊祭	9
硫黄島遺骨収集派遣隊員からの便り	11
ハバロフスク地区遺骨収集派遣隊員からの便り	11
戦後強制抑留者特別措置法(シベリア措置法)について	11
事務局からの報告等	1411

平成22年7月10日(土) 正午より、靖国神社において、当協議会並びに当協議会参加諸団体の主催による、平成22年度の「大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭」が、当協議会の名誉総裁であられる三笠宮崇仁親王殿下御臨席の下、御来賓、参加各団体代表、賛助会員等約210名の参加を得て、厳粛かつ盛大に齋行された。

今年も昨年に引き続き、JYMA(日本青年遺骨収集団)の若い男女学生達が朝早くから受付・案内・設営などの応援に駆け付けてくれ、澁刺としたその活動振りに老兵達は元気付けられた。

やがて午前11時35分、靖国神社到着。殿玄関前に、靖国神社京極宮司、同山口権宮司並びに当協議会山本会長以下役員のお出迎える中、三笠宮殿下には御容顔も麗しく、一同に御会釈を賜りながら到着殿応接間にお入りになり、

暫し御休憩、御歓談を賜ったが、御体調もおよろしく、95歳の御高齢とはとてもお見受けされないような、正に矍鑠たる御様子に拝された。

やがて正午前、殿下は、神官の御先導により拝殿へと向かわれた。途中、拝殿に上がる階の下でお迎えする本日

の献・奏楽担当の世田谷コルエーデ合唱団指揮者大種孝子さん、サキソフォー

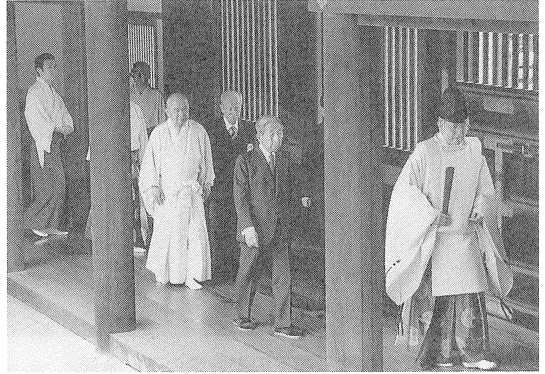
ン奏者鈴木隆春さん、トランペット奏者田櫛雅之さんの3名に親しくねぎらいのお言葉をかけられた。次いで、拝殿内に起立してお迎える参列者一同に御会釈を賜りつつ、中央の定席にお着きになられた。

この日薄曇りながら爽やかな緑の風が吹き渡る拝殿に、殿下の御臨席を戴き、参列者一同一入心引き締まる中、式典は開始された。

トランペットの伴奏により、全員起立して国歌を斉唱した後、神官による



拝殿下でお迎えする大穂孝子、鈴木隆春、田櫓雅之の各氏



拝殿へ向かわれる三笠宮殿下



三笠宮殿下と共に「海ゆかば」を斉唱

修祓の儀、献饌の儀、祝詞奏上と神儀が続き、次いで、山本卓真会長が別掲のとおり祭文を奏上し、英霊の御前に、更なる慰霊団体協力の輪を広げ、慰霊顕彰事業の永続と国民精神の作興を図るため全力を傾注することをお誓い申し上げます。

なお、祭文に添えて、全国の在宅参拝者を含めた参拝者名簿が神前に奉納された。

次いで、奉納演奏は、世田谷コールエーデ合唱団による「ふるさとの四季」「夏三題」より「ふるさと」「われは海の子」「夏は来ぬ」等の組曲が奉唱されたが、同合唱団では、一昨年まで

は拝殿中央前の階に並んで合唱していたものを、前回から、場所を拝殿左後方に移し、電子ピアノの伴奏付きで合唱することにしたので、恰も教会の賛美歌合唱に似て、迫力があり、美しいハーモニーが拝殿一杯に響いた。

その後一同起立し、トランペットの伴奏により「海ゆかば」を斉唱した。合唱並びに斉唱の声は神苑に響し、爽やかな風に乗って吹き渡り、英霊もさぞやお喜びの上、共に声を合わされたことであろう。

次いで、三笠宮殿下には、拝殿中央の特設祭壇に玉串を御奉奠、恭しく御拝礼を賜り、一同これに和して拝礼を行った。英霊もさぞや感激されたことであろう。

終わって、殿下は退下され、参列者一同は、「国のしずめ」の吹奏の中で、本殿に昇殿参拝し、英霊奉慰の誠を捧げた。

祭文

本日、ここに、三笠宮崇仁親王殿下の御台臨を仰ぎ、平成二十二年度大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭を挙行するに当たり、謹んで全戦没者の御霊に、慰霊顕彰の言葉を捧げます。

過ぐる大東亜戦争においては、多数の方々、祖国と同胞の安泰を願い、



献歌・世田谷コールエーデ合唱団

アジアの解放と繁栄を願って、広大な戦域に赴き、北は酷暑の地、南は酷暑瘴癘の地で、陸に海に、また空において、勇戦敢闘して散華されました。その数二百三十四万余柱に及んでおります。家族を故国に残して異国の地に散って逝かれた方々の無念と、一家の柱を失い後に残された御遺族の方々の悲痛を偲ぶとき、今なお、万感胸に迫るのがあります。

今日、我が国は、世界でも屈指の豊かで平和な国となりました。また、アジアの諸民族は独立して、人種平等の基本的道義も確立されました。この偉大な成果は、大東亜戦争で散華された

多くの戦没者の方々の無私の献身によって齎されたものであることを、私たちは決して忘れることは出来ません。

しかしながら今日、平和と繁栄が続く長い歲月の経過の中に、いつしか戦没者に対する慰霊の心が風化しつつあることが憂慮されます。加えて、最近の世相を眺めますと、公に対する責任感が希薄化し、人倫に悖る行為も多発するなど、国民精神の頹廃が懸念されます。ここにおいて私どもは、戦没者慰霊事業の永続を願い、それを通じて国民精神の作興を図るため、戦没者慰霊諸団体と相諮り、大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会を設立いたしました。設立後五年を経過した今、参加団体は三十三団体を数え、本日のこの合同慰霊祭は、これら諸団体と共に催行する運びとなったものであります。

私ども協議会及び慰霊諸団体は、慰霊活動協力の輪を広げ、戦没者の慰霊顕彰事業の永続を図り、もって国民精神の作興を図るため、今後とも、全力を傾注して参る所存であります。

ここに、戦没者慰霊諸団体と共に、在天の御霊の安らかならんことをお祈り申し上げますとともに、どうか私どもにも、なお一層の御加護とお導きを賜りますようお願い申し上げます。

平成二十二年七月十日

戦没者慰霊諸団体を代表して

財団法人大東亜戦争全戦没者

慰霊団体協議会

会長 山本 卓真

財団法人海原会

英霊にこたえる会

エラプカ東京都人会

鹿児島偕行会

神奈川県偕行会

旧战友連

近畿偕行会

熊本偕行会

熊本歩兵第二五聯隊戦友会

群馬偕行会

興亜観音を守る会

埼玉偕行会

佐賀県偕行会

特定非営利活動法人JYMA

シベリア抑留戦友会東京ヤゴダ会

震洋会

全国海洋戦没者伊良湖岬慰霊碑

全国近歩一会

全国甲飛会

全ビルマ会

財団法人太平洋戦争戦没者

慰霊協会

筑後地区偕行会

財団法人千鳥ヶ淵戦没者墓苑

奉仕会

東京都郷友会

特攻殉国の碑保存会

財団法人特攻隊戦没者慰霊平和

祈念協会

豊橋歩兵第十八聯隊戦友会

姫路偕行会

福井県偕行会

宮崎県偕行会

山口県偕行会

予科練雄飛会

陸士第五十七期同期生会

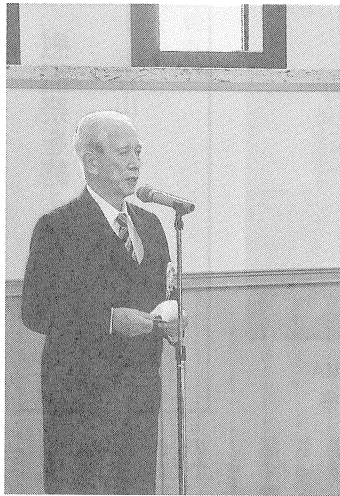
直 会

式典を終わりに、13時30分から、会場を靖國會館2階「偕行の間」に移し、御来賓、参加団体各代表、賛助会員等約150名が参集して直会が執り行われた。

直会はず、当協議会若木俊博理事の開会の辞に始まり、同理事の司会に

よって進められた。

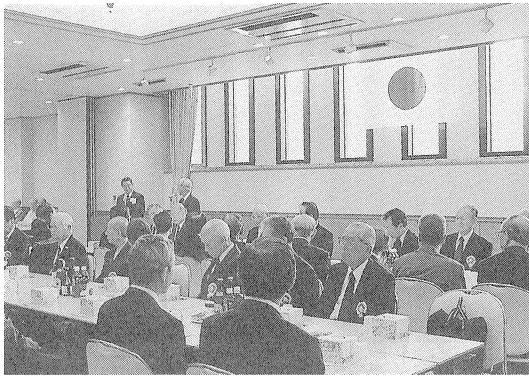
当協議会を代表して山本会長が、日本の合同慰霊祭式典が、滞りなく、厳粛かつ盛会裡に終了したこと、齋行に当たり、参加各団体代表者等から受けた絶大なる御支援・御協力に厚く感謝の意を表するとともに、今後とも、慰霊事業の永続を図るため、一層の御支援を賜りたい旨並びに当協議会は参加各団体と連名で、この程（6月25日付け）内閣総理大臣宛、戦没者の「国立追悼施設建設に関する公開質問状」を提出した旨の挨拶を行った後、御来賓を代表して、英霊にこたえる会会長中條高德氏が挨拶をされたが、その中で、戦後65年、英霊に対する慰霊顕彰の心が風化する中で、その拠り所である靖國神社に、陛下の御親拝と総理の参拝を、あらゆる障害を排除して是非とも実現させなければならぬ、と強調された。



山本卓真会長挨拶

次いで御来賓の紹介があり、御来賓を代表してつばさ会の会長村木鴻二氏の御発声により、一同靖國の御霊に献杯した後、懇談会食に移った。

和やかな雰囲気の下に、懇談会食は約1時間に及んだが、その間に今年シベリアの遺骨収集に参加したJ



直会会場風景



中條高德英霊に
こたえる会会長挨拶



「海ゆかば」演奏・斉唱



夏川和也水交會
理事長挨拶・献杯



JYMAの皆さん



中村貴洋JYMA
学生代表挨拶

YMA(日本青年遺骨収集団)の学生代表中村貴洋君(青山学院大学四年)が、その体験談を披露し、若者を代表して今後とも慰霊顕彰を継承してゆく旨の決意を述べ、満場の拍手を受けたことは、誠に力強い限りであった。

最後は、財団法人水交会の夏川和也理事長の御発声により、締めめの献杯を行った後、司会者の閉会の辞とともに、一同来年の再会を約して解散した。誠に心洗われる思いの合同慰霊祭であった。(飯田正能記)

慰霊祭を終えて

青山学院大学四年
中村 貴洋

7月10日に行われた慰霊祭では、私達JYMAの学生にとって貴重な体験をさせて頂き、ありがとうございます。直接、戦争経験者の方や遺族の方とお話することはなかなかできないので、とても良い機会になりました。

また、そこで私がJYMAについて話す機会を作って頂き、ありがとうございます。直会で様々な人のお話を聞くなかで「伝えるべきことが若い世代に伝わっていない」という共通点がありました。そういった意味で、私が話した中にもあった戦史検定事業は、一つの伝える手段であると考えています。戦後65年経った今、戦史という事実に対する記憶の風化を止めるべく、最適な手段であると思います。その検定事業では、多くの若い世代をターゲットにし、メディアへのリソースをすることで、興味、認知、そして行動へと結び付けるようにしています。

本大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭では、その活動を多くの方から賛同を得ることができました。非常に嬉しかったです。自己満足に浸らず、更に同世代も巻き込んで活動できるように努力したいと思っています。(JYMA機関紙「遺烈」第125号より)

菅内閣総理大臣に対し「国立追悼施設建設に関する公開質問状」を提出

当協議会は、平成22年6月25日、菅内閣総理大臣宛に、次に掲載する「国立追悼施設建設に関する公開質問状」(原文は横書き)を提出した。それは、

昨年の秋政権交代をした民主党は、その政策集で、新たな国立追悼施設建設を提言しており、また、今年5月に就任した菅総理は、国会答弁で靖國神社に参拝しないことを明言した。当協議会は、現政府及び民主党の戦没者慰霊に対する姿勢を深く憂慮し、戦没者慰霊諸団体と相諮り、菅内閣総理大臣宛に「国立追悼施設建設に関する公開質問状」を提出し、その考えを求めると共に、ホームページに掲載し、広く一般市民に紹介して、それに対する意見を求めることとした。

内閣総理大臣 菅 直人 殿

国立追悼施設建設に関する公開質問状

内閣総理大臣 菅 直人殿には、ご就任間もない国会答弁で、靖國神社参拝に関し「A級戦犯が合祀されているといった問題などから、首相在任中に参拝するつもりはない」と明言されました。国の尊い礎となられた戦没者の御霊への表敬を躊躇される総理の姿勢を、靖國神社を抛り所として戦没者慰霊活動に携わる私ども一同、深く憂慮するものであります。関連して、政権与党・民主党は、先の「民主党政策INDEX2009」において、新たな国立追

悼施設の建設を提言されています。靖國神社参拝を否定される菅総理及び閣僚諸氏には、この新たな国立追悼施設建設をどのようにお考えか承りたく、私どもの存念の開陳も兼ね、付紙のとおり、公開質問状をお届けします。

平成二十二年六月二十五日

- 財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会
- 財団法人 日本遺族会
- 社団法人 日本郷友連盟
- 財団法人 偕行社
- 財団法人 水交會
- 財団法人 特攻隊戦没者慰霊平和祈念協会
- 財団法人 千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕會
- 財団法人 海原會
- 財団法人 太平洋戦争戦没者慰霊協會
- 特定非営利活動法人 ジェイワイエムエイ
- 全国海洋戦没者伊良湖岬慰霊碑奉賛會
- 全ビルマ會
- 全国甲飛會
- 興亜觀音を守る會
- 陸士第五十七期同期生會
- 英靈にこたえる會
- 予科練雄飛會
- 山口県偕行會
- 熊本歩兵第二二五聯隊戦友會
- 豊橋歩兵第十八聯隊戦友會
- 特攻殉國の碑保存會
- 震洋會
- 東京ヤゴダ會
- 神奈川県偕行會

- 東京都郷友會
- 埼玉偕行會
- 群馬偕行會
- 近畿偕行會
- 全国近歩一會
- 宮崎県偕行會
- 姫路偕行會
- 福井県偕行會
- 鹿児島県偕行會
- 筑後地区偕行會
- 佐賀県偕行會
- 旧戦友連
- エラプカ東京都人会
- 熊本偕行會

(代表) 財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議會 (順不同)

会長 山本卓真

〒105-0014 東京都港区芝二丁目5-19

T Aビル4階

電話 03-5730-0421

F A X 03-5730-0422

《私たちの思い》

○ 現在、靖國神社には、戊辰戦争以来、国のために殉じられた戦没者の御霊246万6千余柱が祀られております。それら戦没者のほとんどは、国家の命令で戦場に赴き、国のため、民族のために、尊い

命を捧げられた人たちであります。今日、私どもが享受している我が国の平和と繁栄は、明治以来1世紀余に及ぶこれら戦没者の尊い献身の上に築かれたものであることを、我々は決して忘れてはならないと思いますし、また、その思いを後世に伝えてゆく努力を怠ってはならないと考えます。

○ 明治天皇の思召しによって創建され、明治維新以来の戦没者、国事殉難者を祀る靖國神社は、戦後の占領政策によって国の管理を離れ、一宗教法人として存続することを余儀なくされた後も、大東亜戦争の戦没者合祀を、国に代わって使命として受け継ぎ、創祀以来の戦没者慰霊の祭祀を営んできております。戦没者の多くが、その遺書や遺稿に見るとおり、家族には靖國神社に会いに来るよう言い残し、戦友には靖國神社での再会を約束して、雄々しく散華されました。今も靖國神社に詣でる遺族は、毎日途絶えることはありません。靖國神社は、そうした歴史と伝統のもと、今も我が国における戦没者慰霊の中心的施設であり続けていると確信します。

○ 「民主党政策INDEX2009」は、新たな国立追悼施設に「特定の宗教性をもたないこと」を強調しています。靖國神社に「特定の宗教性」を意識されてのご提案だと思いますが、明治維新以来、国のために命を捧げた戦没者の御霊を祀る靖國神社の歴史は、近代日本の歩みとともにあります。占領政策によって戦後、宗教法人としてのみ存続することを余儀なくされましたが、創建以来の靖國神社の性格や祭祀は一切変わるものではなく、その歴史と

伝統が途切れた訳でもありません。戦没者慰霊のため我が国の中心的施設として長きにわたり国民に親しまれてきた靖國神社に、今改めて特定の宗教性を意識する日本人はほとんどいないと考えます。靖國神社は、今も変わらず戦没者に対する万民共通の祈りの場であります。

戦後、靖國神社を占領軍から守った恩人として、駐日ローマ法王庁ヴァチカン公使代理ビツテル神父の名前が挙げられますが、彼は次のように、マッカーサー司令官に進言したと聞きます。「いかなる国家も、その国家のために死んだ人々に対して、敬意を払う権利と義務がある。…もし、靖國神社を焼き払ったとすれば、その行為は米軍の歴史にとって不名誉極まる汚点となって残ることであろう。…神道・仏教・キリスト教・ユダヤ教など、いかなる宗教を信仰する者であろうと、国家のために死んだ者は、全て靖國神社にその霊を祀られるようにすることを進言する」

○ 「民主党政策INDEX2009」は、加えて「靖國神社にA級戦犯が合祀されていること」を問題視しています。また、去る6月15日の国会答弁において、菅総理は靖國神社参拝について「A級戦犯が合祀されているといった問題などから、首相や閣僚が公式参拝することは問題があると考えており、首相在任中に参拝するつもりはない」と発言されました。内閣総理大臣が公式の場において「A級戦犯」なる認識を示されたことに我々は驚きを禁じ得ません。そもそも、国際法や近代刑法の原則を無視して、戦勝国が敗戦国日本を一方的に裁いたのが極東国際

軍事裁判、いわゆる東京裁判であり、いわゆる「A級戦犯」の烙印はその所産であります。彼等は時の日本の国策遂行責任者ではありますが、断じて「犯罪人」ではありません。

講和条約発効直後の昭和27年5月、「連合国による軍事裁判受刑者は、国内法上の犯罪人として扱わない」とする法務総裁通達が発せられました。また、日本弁護士連合会を皮切りに全国各地に広がった戦犯赦免運動は、4千万人とも言われる膨大な数の署名を集め、「戦犯」の名誉回復を求める国民の願いとして政府・国会に届けられました。昭和28年8月には、「戦争犯罪による受刑者の赦免に関する決議」が衆議院本会議通過、関係国の同意も得て、いわゆる「戦犯」はA級を含め全て釈放されました。以後、遺族援護法・恩給法などの関係法令も累次改正され、「戦犯」本人及び同遺族の全てが一般国民と同様に扱われるに至りますが、それらの国会決議・政府措置は全て、我が国の主権回復とともに、「戦犯」なる烙印を払拭し、共に国のために殉じた人々として同じく取り扱うべきだとの、当時の国民感情の結晶であったと考えます。

A級に限らず、いわゆる「戦犯」の方々の「昭和殉難者」としての靖國神社合祀は、こういった当時の国民感情とそれを受けた政府措置に基づく当然の帰結であります。

○ 民主党が政策集でご提示の「国立追悼施設」が如何なるものか、必ずしも理解十分ではありませんが、明治以来、長きにわたり戦没者慰霊の中心的施設として国民に親しまれ、今も年間参拝者600万

人に及ぶ靖國神社の存在を無視して新たな戦没者慰霊施設の建設をお考えだとすれば、その結果、素朴に戦没者慰霊に思いを寄せる国民世論を分断することになりはせぬか、それこそ、この国の平穩を祈り民族の安寧を願って散華された戦没者の御霊に対し申し訳ないことではないかと危惧するものです。

その約諾を踏みにじる結果にならないでしょうか。その点について、お考えをお聞かせ下さい。

【質問2】

「どなたもわだかまりなく…」と新たな追悼施設をお考えとのことですが、今日、多くの国民が「戦没者追悼の中心的施設」として靖國神社に詣でています。

新しい追悼施設の建設は、それら多くの国民にとつて、新たな、大きな「わだかまり」を生み出す結果となることを危惧するものです。その点について、お考えをお聞かせ下さい。

靖國神社は、明治以来の我が国の歴史と伝統に基づく国民挙げての戦没者への祈りの場であります。その靖國神社の存在を無視するかのような新たな追

《総理への質問》

【質問1】

多くの戦没者が「靖國で会おう」と言い残して散つて逝かれました。国に殉じた英霊を、国家が靖國神社に祀ってくれることを信じて散華されたもので、これはいわば明治以来の国と戦没者の約束だったと言えます。

【質問3】

靖國神社は、明治以来の我が国の歴史と伝統に基づく国民挙げての戦没者への祈りの場であります。

靖國神社は、明治以来の我が国の歴史と伝統に基づく国民挙げての戦没者への祈りの場であります。その点について、お考えをお聞かせ下さい。

以上

山谷えり子参議院議員から菅総理大臣に対する「国立追悼施設建設に対する菅総理大臣の認識に関する質問主意書」(1)及び「内閣総理大臣による靖國神社参拝といわゆる「A級戦犯」に対する菅総理大臣の認識に関する質問主意書」(2)とそれに対する各政府答弁書(注・原文はいずれも横書き)

1 「国立追悼施設建設に対する菅総理大臣の認識に関する質問主意書」

(内閣参質175第14号)

(平成22年8月3日提出、政府答弁書8月20日)

民主党は党の「政策集インデックス二〇〇九」の中で、「靖國神社はA級戦犯が合祀されていることから、総理や閣僚が公式参拝することには問題があります。何人もがわだかまりなく戦没者を追悼し、非戦・平和を誓うことができるよう、特定の宗教性をもたない新たな国立追悼施設の設置に向けて取り組みを進めます」と明記している。

また、菅総理大臣は本年六月十五日の参議院本会議で、自由民主党の佐藤

正久議員の質問に対し「靖國神社は、A級戦犯が合祀されているといった問題などから、総理や閣僚が公式参拝することには問題があると考えておりありません」と答弁した。

明治維新以来、国のために命を捧げられた戦没者の御霊を祀る靖國神社は、わが国の戦没者慰霊の中心的施設として国民に定着し、今も年間六百万人を超える、国民の祈りの場である。民主党の意図する「新たな国立追悼施設」の建設は、戦没者慰霊に思いを寄せる国民世論を分断するものと考ええる。

そこで、以下のとおり質問する。

一 多くの戦没者は、国家が靖國神社に祀ってくれることを信じ、「靖國で会おう」と散華された。国のために殉じられた御霊を靖國神社にお祀するのは国と戦没者との約束といえる。新たな国立追悼施設の建設は、この約束を踏みにじることになると考えるが、総理の見解を示されたい。

二 靖國神社の存在を無視するかのよう新たな国立追悼施設の建設は、百三十年以上わたる国民の心のつながりの解体につながる恐れがあると考えるが、総理の見解を示されたい。

(政府答弁)

一から二までについて

お尋ねの「新たな国立追悼施設」については、何人もがわだかまりなく戦没者を追悼し、非戦・平和を誓うことができるよう、特定の宗教性を持たない施設とすることとされており、同施設が「国と戦没者との約束」を踏みにじるもので、「百三十年以上にわたる国民の心のつながりの解体につながる恐れがある」との御指摘は当たらないと考えられる。

三 平成二十三年度予算概算要求に国立追悼施設に関する調査費は含まれるか。

(政府答弁)

三について

平成二十三年度予算の概算要求は本年八月末が期限とされ、現在作業を進めているところであり、現時点において、お尋ねについてお答えすることは困難である。

2 「内閣総理大臣による靖國神社参拝といわゆる「A級戦犯」に対する菅総理大臣の認識に関する質問主意書」

(内閣参質176第15号)

(平成22年8月3日提出、政府答弁書8月20日)

菅総理大臣は本年六月十五日の参議

院本会議で、自由民主党の佐藤正久議員の質問に対し「靖國神社は、A級戦犯が合祀されているといった問題などから、総理や閣僚が公式参拝することには問題があると考えておりまして、総理在任中に参拝するつもりはありません」と答弁した。

そこで、以下のとおり質問する。

一 日本は、昭和二十七年四月二十八日、サンフランシスコ平和条約の発効により独立を認められ、同年五月一日には法務総裁が、東京裁判での戦犯は「平和条約発効と共に撤回されたものとする」という主権回復した国家としての通達を出した。また、四千万とも言われる多くの国民の赦免署名が集まり、昭和二十八年八月三日、「戦争犯罪による受刑者の赦免に関する決議」が衆議院本会議において全会一致で可決され、その後、遣族援護法や恩給法の改正案も与野党の賛成で可決された。国際的にはサンフランシスコ平和条約第十一条の約諾に基づき、関係十一か国の同意を得て、昭和三十一年いわゆる「A級戦犯」は赦免された。

これらの事実が示すとおり、国内法上も国際条約上も日本において「戦犯」はおらず、先の答弁のような理由で靖國神社参拝を否定する菅

総理大臣の姿勢は、法の正義と秩序に反する重大な問題ではないかと考えるが、総理の考えを示されたい。

二 日本が法治国家であり国際条約を遵守する国であるなら、本会議場で総理大臣として、今や法的に存在しない「A級戦犯」なる発言をすることは、正しい姿勢ではない。立法院としてサンフランシスコ平和条約の約諾に基づく関係諸国政府の同意を無視する菅総理大臣の発言の意図を明らかにされたい。

(政府答弁)

一から二までについて

御指摘の法務総裁による通達は、「連合軍の軍事裁判により刑に処せられた者の国内法上の取扱いについて」(昭和二十七年五月一日付け法務府法意総発第五二号)を指すものと考えられるが、同通達は、日本国との平和条約(昭和二十七年条約五号。以下「平和条約」という。)発効前の、我が国における人の資格(任命若しくは就職又は罷免若しくは失職等にかかる条件又は許可、認可、登録若しくはその取消又は業務の停止等にかかる条件を含む。)に関する法令の規定の適用について、軍事裁判により刑に処せられた者は、日本の裁判所においてその刑に処せられた者と同様に取り扱いすべきも

のとしていた従前の解釈を改めたものである。また、御指摘の戦争犯罪による受刑者の赦免に関する決議(昭和二十八年八月三日衆議院本会議)は、政府に対して戦争犯罪による受刑者の全面赦免の実施を促進するための措置を要望したものであり、御指摘の戦傷病

者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)及び恩給法(大正十二年法律第四十八号)の改正は、いわゆる戦犯として拘禁中に死亡した者の遺族に遺族年金等を支給するための措置等を講ずることとしたものであり、さらに、いわゆるA級戦争犯罪人として極東国際軍事裁判所において有罪判決を受けた者のうち、昭和三十三年四月七日付けで、同日までにそれぞれ服役した期間を刑期とする刑に減刑された者が十名いるが、赦免された者はいない。このように、御指摘の通達、決議及び法改正並びに減刑の措置は、いずれも、御指摘のような趣旨でいわゆる戦犯を赦免したものである。したがって、お尋ねの菅内閣総理大臣の答弁が「法の正義と秩序に反する重大な問題」であり、「立法院とサンフランシスコ平和条約の約諾に基づく関係諸国政府の同意を無視する」ものであるとの御指摘は当たらない。

第44回特攻殉国者慰霊祭

特攻殉国者の碑保存会
(長崎県川棚町新谷郷)

当協議会の参加団体である長崎県川棚町新谷郷の「特攻殉国者の碑保存会」では、去る5月9日(日)14時から、「特攻殉国者の碑」前において、川棚町など後援の下に、「第44回特攻殉国者慰霊祭」を厳粛、盛大に催行された。

右の慰霊祭に当たり、当協議会から供花料並びにレタックスによる慰霊の言葉を差し上げましたところ、同保存会西村金造事務局長等より、次のような鄭重なお礼状とご報告を頂戴いたしましたので、ご披露いたします。

◇ ◇ ◇
拝啓 新緑山野に満ちて生氣溢れる好季節の折柄、益々ご健勝にてご活躍の段、誠に慶賀至極に存じ上げます。また、平素より当保存会に対し、並々ならぬご協力・ご援助を賜り、ご懇情の程、有り難く厚く御礼申し上げます。お陰様で慰霊祭が荘厳かつ厳粛に挙行出来ました次第で、御遺族・会員と共に感謝、御礼申し上げます。

今年も天候に恵まれ、地元の川棚町と新谷郷が組織を挙げて執行して下さいました。

品格の優れた皆様のご温情が慰霊祭会場に漲りましたので、御遺族様たちは等しく感激し、悲しみを新たになされておりましたし、在天の英霊もさぞ喜んでいただけたものと思えます。

今年も御遺族様の出席が多く(初めのご出席が四家族もあり)、戦死者の甥や孫に当たる若人も目立ちました次第で、御遺族様の戦死者に対する追慕の心の深さをしみじみと感ずりました。取り分け、昨今の如く、政情不信に対する憂国の情、鬱勃たる折柄、特攻戦死者への思いは、一しおでございました。

このような次第で、御来賓の皆様のご

出席と海陸自衛隊のご支援並びに地元の皆様のご協力は、どんなにか御遺族の皆様を力強く励ますことが出来、英霊をお慰めすることが出来たのではないかと思いますし、また、私共も大変励まされた次第で、本当に有り難うございました。

皆様のご出席とご高志を心から厚く

厚く感謝、御礼申し上げます。今後とも何とぞ一層のご指導・ご援助をお願い申し上げます。御礼まで申し上げます。敬具
平成二十二年五月吉日

新谷郷総代 田添 兼利
特攻殉国者の碑保存会
事務局長 西村 金造



碑文

昭和19年、日々悪化する太平洋戦争の戦局を挽回するため日本海軍は臨時魚雷艇訓練所を横須賀からこの地長崎県川棚町小串郷に移し魚雷艇隊の訓練を行なった。魚雷艇は魚雷攻撃を主とする高速艇でペリリュー島の攻撃、硫黄島最後の撤収作戦など太平洋、印度洋に活躍した。更にこの訓練所は急迫した戦局に処して全国から自ら志願して集まった数万の若人を訓練して震洋特別攻撃隊、伏竜特別攻撃隊を編成し、また回天、蛟竜などの特攻隊員の練成を行なった。震洋特別攻撃隊は爆薬を装着して敵艦に体当たりする木造の小型高速艇で7千隻が西太平洋全域に配備され、比国コレヒドール島沖で米國艦船四隻を撃破したほか沖繩でも最も困難な状況のもとに敵の敵重なる警戒を突破して特攻攻撃を敢行した。伏竜特別攻撃隊は単身潜水し水中から攻撃する特攻隊でこの地で訓練に励んだ。今日焼土から蘇生した日本の復興と平和の姿を見るとき、これひとえに卿等殉国の英霊の加護によるものと我等は景仰する。

ここに戦跡地コレヒドールと沖繩の石を併せて、ゆかりのこの地に特攻殉国の碑を建立し遠く南海の果てに若き生命を惜しみなく捧げられた卿等の崇高なる遺業をとこしえに顕彰する。

昭和42年5月27日

同志一同
元隊員一同



表題は、当協議会の参加団体である「特定非営利活動法人JYMA日本青年遺骨収集団」(平成20年度に改名、

ただし、登記上は「特定非営利活動法人ジェイワイエムエイ」と表示、英文表記は「Japan Youth Memorial Association」略称「NJOJYMA」の機関紙(月刊)の題字であるが、その第125号(平成22年8月1日発行)によれば、今年度も昨年に引き続き硫黄島、フィリピン、モンゴル等における遺骨収集事業に隊員を派遣することとし、その第一陣として、6月30日(7月16日の間、本年度政府派遣第一次硫黄島遺骨収集に隊員2名を派遣し、その感銘深い報告記事を掲載している)ので、今回もご了承を得て、その一部を転載させていただいた。

【第一次硫黄島遺骨収集派遣報告】

今後の私の役割とは何か

社会人 中川 政則

私はこの度、硫黄島遺骨収集派遣に参加する機会をいただいた。

遺骨収集をしようと思った理由としては、曾祖父の弟がパラオ共和国ペリリュー島で戦死した遺族であり、未だ帰らぬ遺骨を収集するのは、遺族としての使命であると感じていたからである。

この硫黄島派遣に参加することについて、何名かの友人に話すと、そのほとんどから「硫黄島は日本なのか」とか、「(去)にあるのか」などという質問をされるのである。「硫黄島からの手紙」という映画で、硫黄島という存在は多くの人に知られているにもかかわらず、このような質問が出ることに関しては非常に残念でならなかった。

我々の祖国を護るため、多くの方々がこの島において命を落としたのである。国のこと、家族への思いを決して忘れずに戦い続けた人達を思うと、今の状態では申し訳ない。そんな気持ちから、帰還後は二度と戦争は起こしてはならないという私なりの考えを伝えていこうと決めたのである。

硫黄島に着くと、滑走路には暑さを知らせる陽炎がゆらゆらと揺れていた。翌日から遺骨収集が始まると、作業環境は過酷なものであった。まず、空からは刺すような日差しが容赦なく照り

つける。これに加えていざ壕の中に入れば、地上の熱と、島の地下からの地熱によりサウナのような状態になっている。そして狭く、息苦しい。このような環境の中で、過酷な生活をし、戦い、国のために命を捧げた方々を思うと、硫黄島について知らないまま、この平和な日本で生活している人が多いということが、何ともやるせない気持ちになった。

御遺骨は、昨年の引継ぎ箇所から計六柱を収集した。収集した柱数としては少ないものの、内地への帰還が決まったことを思うと嬉しかった。後半は作業が思うように捗らず、重機で掘り起こした場所は、ほとんどが調査済みの箇所であり、派遣隊員達にも焦りが出始めた。今回からは正確な収集を行うために、GPSが使用された。これにより、今後の収集に期待が持てそうだ。

この島に来て一番心に残っているのは、御遺族の方々のお気持ちだ。このお気持ちとは、戦後六十五年経った今でも癒えることのない悲しみである。これは私が思っていたよりも遥かに重いものであり、自身が遺族であるとは言いつつも、私のように曾孫の世代では到底知ることのできないものであった。特に御遺族の方々が慰靈碑参拝をしている様子を目にとると、父親とい

う大切な人を亡くしてしまったという悲しみがひしひしと伝わってくる。天山に来島報告をした際に、その姿を見て涙が止まらなかった。

今回の派遣では収集場所近くで亡くなったとされる方の御遺族がいらした。御遺骨を宿舎の安置室まで奉持する際、この御遺骨がどうかこの方の御父様でありますようにと心から祈るばかりであった。

私は今回、幸いにして直近の御遺族の方々と共に遺骨収集をすることで、直にその思いを知ることができた。現代の若い人達が戦争を語り継いでいくには、先ずこの思いを知ることが大切である。これは、私自身が単に遺族と骨のことを考えると、帰還してもなお複雑な気持ちにかられてしまう。私自身の気持ちに整理をつけた上で、今後の私の果たすべき役割がどうあるべきか真剣に考えていきたいと思う。

最後になりましたが、厚生労働省、日本遺族会、硫黄島協会、旧島民の会、防衛省の方々を始め関係者の方々に深く御礼申し上げます。有り難うございました。

硫黄島遺骨収集派遣隊員からの便り

謹啓 大暑の候ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃からJYMA一同を温かく見守って頂き誠にありがとうございます。

この度平成22年6月30日から7月16日までの17日間、硫黄島において遺骨収集を行いました。この島の植物は本島では見られないような亜熱帯の植物が生い茂り、昨年度第四次派遣隊収集現場も生い茂る植物の生命力による島全体の風化に焦りを感じずに入られません。一人でも多くの方を本島へお連れするために、今後も事業に精進します。何卒今後とも事業の継続を御支援頂きますようお願い申し上げます。

どうかお体を大切に自愛下さい。

謹白

JYMA日本青年遺骨収集団
本年度第一次(通算269次)

硫黄島遺骨収集派遣隊

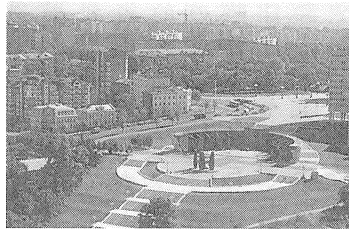
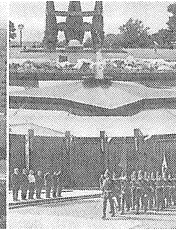
吉江健太郎

中川 政則

(財)大東亜戦争全戦没者

慰霊団体協議会 御中

ハバロフスク地区遺骨収集派遣隊員からの便り



残暑お見舞い申し上げます。

いつもご支援をいただきありがとうございます。私たちは今、エポロン村にある埋葬地で、膝までつかる湿地帯を30分程歩いて収集地へ向かい、遺族会と元抑留者の方々と協力して作業を進めております。

渡航前にロシアは猛暑と聞いておりましたが、肌寒い日が続いております。

今後ともよろしくご指導下さいますようお願い申し上げます。

JYMA日本青年遺骨収集団

第297次ハバロフスク地区派遣隊

池田 祥子

吉田 良子

戦後強制抑留者特別措置法(シベリア特措法)について

シベリア抑留战友会東京ヤゴダ会
副会長(軍校7期) 茨木 治人

本平成22年6月16日衆議院本会議で

981年から長い歳月の人間としての尊厳を認めてほしいと言っている、執念とご苦労、ご努力に敬意を表しております。対象者としての私自身に下される給付金は、国民の皆様からの私の更なる生涯の慰霊活動の協賛金として使用させて頂き、感謝したいと思っております。

成立し、朝日・読売・時事等の各新聞により報ぜられた本法律を巡って、私がシベリア抑留問題につき活動している事実を知っている方々から、喜びの言葉を頂くことが多いのですが、私はソ連強制抑留死亡者への追悼慰霊活動と、強制労働と抑留の知られざる真実を語り、多くの人々に戦争を知らない若い人々に、抑留問題の真実を知っていただくと共に、慰霊追悼に繋げて行きたいとの心を持って活動しているのであり、遺骨収集で半世紀以上も凍土に放置され、ようやくお還りになった御遺骨に「お還り」の言葉も無ければ、神聖なる千鳥ヶ淵戦没者墓苑での儀式も「御遺骨引渡し式」と称して、英霊をお迎えするには心の伝わらない国になってしまった現実が悲しく、慰霊活動を続けている私は、裁判をしてまで国民の税金から抑留者個人の補償を取る行為は間違っていないかと思ひ、これまで傍観するのみでした。1

この度の「シベリア特措法」成立の経緯は、強制連行、強制労働の補償並びに労働賃金が取れないため、国に対する憤りの心から、自分の国を相手に裁判を起こして補償してもらおうというものであります。ソ連に拉致された日本人抑留者の実態について無関心、無知であり、事実調査の怠慢であったが故に、ソ連という国家、実行したスターリンという独裁者の人間像を見極められず、更に、国際的犯罪に対する外交上の怠慢があった。その結果、一国の首相の外交交渉において、一方的に不利益な調印をする結果となり、それが大きな壁となり、犠牲となった抑留者は納得できず、国に対する裁判を起こす結果に繋がったと私は思っております。

ソ連はご承知のとおり、大粛正を実施して、独裁者スターリンは多くの政治犯を監獄に投獄しました。大量弾圧と殺戮(大テロル)を実施し、その数

2000万人とも言われております。国内法である「ソ連刑法第58条」を適用した政治犯であり、密告の義務を一般に要求したと言われる。その法律を適用し、密告等により勝手に日本人戦犯者を作り、3000名近い日本人戦犯者の名前も場所も公表せず、強制残留させ、外交の切り札とした。日本の留守家族との文通を自由にして（文通内容は当然チェックした）、家族よりの帰国促進運動が起こるのを待つ人質外交で、ソ連側に最も有利な外交を考え、1954年モロトフ外相は、国交回復の意志を発表し、鳩山首相、重光外相も国交回復の意向を示し、1955年、当時の河野一郎農林大臣は、議員代表団を引率してソ連を訪問し、戦犯収容所を視察した。国交回復の事前調査をしたものと思われる。当時の状況が、イルクーツク大学歴史学科のクズネツホフ教授（現）の1993年の著書に書かれております。同教授とは、慰霊碑調査のため私は3回程同行しており、当時の歴史研究に詳しい学者で、著書によると、河野調査団一行は、元鉄道労働組合中央委員会の保養所として建てられた、基本的にはドイツ人、ルーマニア人、ハンガリー人、日本人将官の収容所で、いわゆる外国人の見学を目的に指定された収容所であり、

河野大臣は、日本人受刑者と話を交わし、感想として「良い環境の下で収容されており、帰国してこの状態を報告する」と述べたと書かれており、過酷な状況下にあった、バム鉄道沿線、マガダン鉱山等の収容所は見学しなかつたとある。この事実はソ連の常套手段であり、我々の抑留時代でも、時に1〜2度見学の来客時には、清掃が実施されたり、休養日になったり、食事の量が普段より多くなったこともあった。過酷な強制抑留、強制労働の実態の把握もなく、前年の河野大臣と議員団の報告程度の知識で臨んだ日ソの国交回復交渉は、鉄のカートンのソ連の一方的な勝利となり、作られた戦犯残留者の帰国を条件に、両国は戦争に関する賠償請求権を互いに放棄するという、日本にとって全く不利な「日ソ共同宣言」に調印した。この外交交渉により、ソ連全土で強制労働を強いられ、戦後の疲弊したソ連の復興、シベリアの開発に従事させられた抑留者は補償も得られず、ソ連の奴隷労働者に等しい悲しい存在となった。

鳩山一郎首相がソ連の罟である、帰国促進の民意に乗せられた人質外交に、首相自ら交渉に当たったが、したたかな共産国ソ連の外交の前に、人質を帰国させたのみであって、抑留者の人間

としての尊厳を何一つ取り戻すことが出来なかつたのは、今も続いている外交無き日本の姿を浮き彫りにしております。特に共産圏には歯が立たないのは、日本の外交は軍事力の背景無き外交であり、共産圏には通用しないと私は思っています。軍事面では日本は裸同然の姿であり、共産圏の外交は無理と考えざるを得ません。

日ソ共同宣言調印後、抑留者は、日本国家がソ連から補償も取れず、ソ連の奴隷労働者にされたばかりか、ポツダム宣言を受諾して矛を収めた軍人としてではなく、ソ連が崩壊してロシアとなった現在でも、軍事捕虜扱いのままであり、度々交渉が行われておりますが、未解決の状態であります。

不当な扱いに度々抗議して、昭和31年の最後の復員船での帰国前日に棄殺された将軍、ハルピンを中心に対ソ諜報活動を行ったとして銃殺刑にされた多くの特務機関将校並びに民間人に対し、国家として弔慰もなければ、慰霊もされず、銃殺執行の場所も特定されていず、御遺骨の返還要求を国として求めるのは当然と思われるにも拘わらず何の措置もされず、ご遺族は不信感を持っております。日ソ共同宣言で不問にされているのか、真実は解っておりません。

当時ソ連の内部事情は秘密で解らない時代ではありますが、役人も日本人も抑留問題について無関心で、勉強不足、怠慢であった事実は弁解の余地はありません。日本国家として、シベリア帰国者から抑留の実態を把握するための調査機関は無かつたし、当時帰国者から抑留の実態調査、死亡者の埋葬場所等の調査をしておれば、効率的な遺骨収集が出来たでしょうし、死亡者の7割が未収骨という現状にはならなかつたであろうと思うと、残念でなりません。引揚げ、復員が開始されると、敗戦国日本とは違い、アメリカの聴き取り調査は徹底しておりました。米ソの大戦後の覇権争い即ち「米ソ冷戦」構造の中で、米国は鉄のカートンのソ連の内部情報を抑留者から聴き取り調査を始めました。昭和21年、ソ連からの引揚げ、復員が開始されると、GHQ第2部チャールズ・A・ウィロビー少将は、日系兵士を主体とする情報部隊を舞鶴に置き、1946年2月8日〜1956年12月26日最後の復員船・興安丸まで、徹底して調査し、更に将校をGHQに呼び出して1週間にわたり調査しております。それまで解らなかつたソ連の内部情報を抑留者から解明出来たと言われております。

日本国家の日ソ間国交交渉は、戦後

11年経った昭和31年からであり、まだ未帰還の同胞もおり、抑留実態調査をする気になれば、帰国者から調査出来たはずである。死亡地、死亡者名、埋葬場所等国民の死亡でありながら、調査もしなかったのは怠慢であった。実態を調査しておれば、日ソ共同宣言で人質を帰国させたのみの敗北外交で終わることなく、国際的犯罪国家であるソ連に対して抗議が出来た筈であり、前年の河野一郎を団長とする議員連盟の調査団は、共産圏で必ず行う「熱烈歓迎」に籠絡されたとしか考えられな

い。日本政府はジュネーブ条約に基づきオーストラリア、ニュージーランド、東南地域等の南方地域で、アメリカ、イギリス、オランダ等の捕虜として就

労させられた日本人に対し「労働証明書」に基づいて賃金全額を支払っております。しかし、1981年全国強制抑留者補償協議会（会長・斎藤六郎）の原告81名が未払い賃金等総額2億6400万円の支払を求めて国に提訴しましたが、1989年原告全面敗訴となりました。

南方地域の捕虜の労働賃金の支払いは実施され、ポツダム宣言を無視し、東京ダモイと欺いて拉致連行し、満足な食事も与えられず、極限の状態で強

制労働させられたソ連抑留者の労働賃金は支払われないのはなぜか、誰でも疑問が起きるのは当然ですが、思うに、政府としては膨大な金額になるので、支払いが難しく、日ソ国交回復での賠償放棄を理由としたししか考えられませんが。結局は日ソ共同宣言で巧妙な罠に嵌った、一国の首相の抑留実態を知らなかった事実によるもので、日本の教育、マスメディアに、ソ連の国際的犯罪を擁護する動きがあり、真実を隠して抑留者が犠牲となった構図であり、私は、コミンテルンは日本に巧妙に潜伏して動いている、日本人としてこのことを銘記すべきであると思っております。

現在、抑留者による大きな組織は、

①(財)全国強制抑留者協会
会長 相沢英之(衆議院議員↓現)

②全国抑留者補償協議会
会長 故斎藤六郎↓現・平塚光雄

両団体は元々同じ団体であったが、1980年に分裂した。①は国との対立を避け、与党と協力して補償を実現しようとする団体。②は訴訟を通して国から補償を勝ち取ろうとする団体。

③棄兵・棄民の会(②同じ活動をする会)

2008年の初め、補償協議会の働き掛けで、民主・社民等の野党が国に

謝罪や補償金を求め、「戦後強制抑留者特別措置法案」(いわゆるシベリア特措法案)がまとまり、国が抑留者に25万円×150万円の特別給付金の支払い、及び埋葬場所の解明、遺骨収集の推進を求めた。2009年3月、法案は民主、社民、国民新党、共産等に

より参議院に提出されたが、昨年7月衆議院解散となり、廃案となった。昨

年の政権交代で民主党が与党となり、

本年6月16日、衆議院本会議で可決成立した。支給給付額は次のとおり。

昭和23年12月31日までの帰国者 25万円

昭和24年1月1日～25年12月31日までの帰国者 35万円

昭和26年1月1日～27年12月31日までの帰国者 70万円

昭和28年1月1日～29年12月31日までの帰国者 110万円

昭和30年1月1日～31年12月26日最後の復員船帰国者 150万円

シベリアから舞鶴への復員数は、昭和25年までが大抵で(舞鶴地方引揚援護局史より)、26年、27年はありません。28年811名、29年420名、30年167名、31年最後の復員船(興安丸)は1265名で、28年以降の合計2663名は、戦犯者とされた方々で

す。最年少の我々でさえ80歳を超えており、戦犯とされた方々は我々より高齢であり、既に亡くなられている方が多いと思います。6月16日現在の生存者は7万人と言われております。

以上、シベリア特措法成立の経緯とその背景について記述しましたが、ソ連の拉致抑留による強制労働の労働補償について、犯罪国であるソ連が国際間で決めたハーグ陸戦規則、ジュネーブ条約に明らかに違反するものであり、ソ連抑留者は、ポツダム宣言を受諾した国家の命令で矛を収めた将兵であり、明らかにポツダム宣言違反であります。国が国際問題として提訴もせず、ソ連の巧妙な、戦犯者を勝手に作り上げての人質外交に乗せられて、強制労働による抑留者や死亡者の補償を放棄させられた「日ソ共同宣言」の真実を知る日本人は少ないと私は断言します。

戦後65年を経て、ソ連の国際的犯罪である拉致連行、強制労働の賃金補償を日本の国内で、国民の税金で決めるという最も悲しい現実を見せ付けられて、やり場のない腹立たしさを感じながら、この原稿を書き上げた次第であります。

事務局からの報告等

一 平成22年度「大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭」の催行

去る7月10日(土)、靖國神社において、当協議会が参加諸団体と共に催行した平成22年度「大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭」は、天候にも恵まれ、当協議会名誉総裁三笠宮崇仁親王殿下の御台臨を仰ぎ、多くの会員の皆様の御支援、御協力を得て無事終了することができました。誠に有り難うございました。また、大勢の皆様の御参列に心から感謝申し上げます。加えて今回も昨年同様、全国津々浦々の多くの会員の皆様から、在宅参拝の御意向に添えて、玉串料及び御寄附をお届け頂きました。戦没者慰霊に寄せる皆様の熱い思いをひしひしと感じつつ、名簿を添えて神前に奉呈させていただきました。御芳志誠に有り難うございました。

当日は、夏川和也水交會理事長、村木鴻二つばさ會會長、齋須重一偕行社副會長、森田次夫日本遺族會副會長はじめ多くの御来賓に御参列いただき、盛会裡に式典及び直會を実施することができました。自衛隊からは、統合幕僚長代理を始め陸・海・空各幕僚長代理

にも御参列いただきました。式典参列者は210名、直會参加者は153名、在宅参拝者は174名を数えました。

また、昨年に引き続き、世田谷区民吹奏楽団及び世田谷コーラルエーデ合唱団の御奉仕・御協力をいただきました。

なお、来年度の「大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭」は、平成23年7月9日(土)に催行の予定です。多くの皆様の御参加をお願い申し上げます。

◇主催団体

・財団法人大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会

(以下あいうえお順)

- ・財団法人海原會
- ・英靈にこたえる會
- ・エラブカ東京都會
- ・鹿児島偕行會
- ・神奈川県偕行會
- ・旧戦友連
- ・近畿偕行會
- ・熊本偕行會
- ・熊本歩兵第二五聯隊戦友會
- ・群馬偕行會
- ・興亜觀音を守る會
- ・埼玉偕行會
- ・佐賀県偕行會
- ・(NPO法人) JYMA
- ・震洋會
- ・全国海洋戦没者伊良湖岬慰霊碑奉賛會

- ・全国近歩一會
- ・全国甲飛會
- ・全ビルマ會
- ・財団法人太平洋戦争戦没者慰霊協會
- ・筑後地区偕行會
- ・財団法人千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕會
- ・東京都郷友會
- ・シベリア抑留戦友會
- ・東京ヤゴタ會
- ・特攻殉国の碑保存會
- ・財団法人特攻隊戦没者慰霊平和祈念協會
- ・豊橋歩兵第十八聯隊戦友會
- ・姫路偕行會
- ・福井県偕行會
- ・宮崎県偕行會
- ・山口県偕行會
- ・予科練雄飛會
- ・陸士第五十七期同期生會

二 当協議会の役員人事

8月20日付けで、監事1名が辞任され、1名が就任された。

・辞任監事―竹之下 和雄氏

同氏は、当協議会発足以来監事として、業務指導及び会計監査等当協議会の業務運営に親身のご指導をいただいた。今後は当協議会の顧問として、引き続き御指導をいただく予定です。

・就任監事―内田 十九氏

同氏は、(財)千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕會の常務理事として、多年にわたる慰霊事業に携わってこられた。

三 菅内閣総理大臣に対する「国立追悼施設建設に関する公開質問状」の提出

当協議会は、別掲のとおり、平成22年6月25日、菅内閣総理大臣宛に「国立追悼施設建設に関する公開質問状」を提出しました。

四 慰霊行事への参加及び協議会参加団体の活動紹介

- 1 全国戦没者追悼式への参加
平成22年8月15日、日本武道館において、天皇、皇后両陛下御臨席の下、全国戦没者追悼式が催行されました。当協議会からは、山本会長以下4名が参加しました。
- 2 参加団体主催の慰霊祭
- ① 特攻殉国の碑保存會主催の慰霊祭
平成22年5月9日14時から15時の間、長崎県東彼杵郡川棚町新谷郷の「特攻殉国の碑」前において「第44回特攻殉国者慰霊祭」が執り行われました(別掲)。
- ② (財)特攻隊戦没者慰霊平和祈念協會主催の慰霊祭

平成22年9月23日(木・祝日・秋分の日) 14時から、世田谷山観音寺(世田谷区下馬4-9-4)内「特

攻平和観音堂」において「第59回特攻平和観音年次法要」が執り行われます。当協議会からは、柚木理事長等2名が参加の予定です。

③ JYMAの遺骨収集活動

JYMA(日本青年遺骨収集団)では、本年度第一次の政府派遣第269次硫黄島調査派遣(6月30日~7月16日)及び第297次ハバロフスク地区派遣(8月)に隊員各2名を派遣し、遺骨調査・収集作業を行った(別掲)ほか、引き続きフィリピン派遣隊(8月12日~22日)及びモンゴル派遣隊(8月22日~9月6日)にそれぞれ隊員を派遣して遺骨調査・収集を実施しております。

五 当協議会会報に御寄稿のお願い

正会員団体及び個人会員の皆様には日頃、当協議会の活動に多大の御支援・御協力を賜り、心より感謝申し上げます。御承知のとおり、当協議会は会報『慰霊』を、原則として、年4回(1月、4月、7月、10月の各1日付け)発行しています。各団体及び会員の皆様の積極的な御寄稿をお願い申し上げます(投稿要領等は別掲のとおりです)。

平成22年度合同慰霊祭参列者及び寄附者名簿

(敬称略・あいうえお順)

赤木	衛	赤堀	光雄	秋上	眞一	佐藤	貢	佐藤	恭弘	矢部	廣武	山内	孝郎	山川	勉
秋山	正隆	阿久沢	信吉	浅野	夏子	澤田	壽朗	清水	昭俊	山口	葵	山澤	健太	山本	沙織
穴山	正司	綾川	良清	新井	文央	菅野	廉一	菅原	道之	菅原	道熙	山本	隆之	山本	壽雄
新井	光雄	新野	英一	飯田	正能	鈴木	隆春	鈴木	千春	関根	善範	吉橋	誠	寄木	正敏
五十嵐	誠人	池田	正治	池邑	正男	高崎	啓一郎	高島	直一	高橋	久吉	和才	誠	渡部	祐子
石塚	隆	石橋	聡	伊集院	雅英	竹内	泰存	竹本	佳徳	館	勇	世田谷	コール	エー	デ
泉	芳徳	板垣	正	市岡	実	田中	秀雄	田樽	雅之	辻	外文				
市川	雄一	井出	田芳朗	伊藤	潔	津島	裕	富樫	利男	富田	定幸				
茨木	治人	岩崎	高明	岩澤	漸二	富安	秀雄	内藤	壽美子	内藤	壽美子				
岩瀬	欽	上木	原 巖	上田	次兵衛	中江	仁	永江	太郎	中島	幸雄				
上原	喜光	氏木	武	宇都宮	大起	中島	實	中條	高德	中原	千鶴子				
宇都	衛	馬野	猛彦	梅木	一美	中村	貴洋	中村	家久	中山	亜里砂				
浦江	幸彦	衛藤	晟一	及川	信治	夏井	祐輔	夏川	和也	奈良	保男				
大神	利光	大澤	清	大下	省治	西	正昭	野崎	史弥	野口	清秀	阿部	敏行	荒井	和彦
大田	弘樹	大中	福太郎	大橋	清志	野崎	史弥	羽田	俊一	野口	清秀	阿部	敏行	荒井	和彦
大穂	孝子	大穂	園井	大橋	清志	西	正昭	羽田	俊一	野口	清秀	阿部	敏行	荒井	和彦
緒方	繁代	刑部	五郎	長田	二三名	羽石	治俊	濱田	明	林	建	新	忠信	有川	信男
小山	内昭三	小田	原健児	米澤	一樹	林田	堯	原	照寿	原田	健一	井	濁	昭二	井下
小野	泰彦	櫻田	祐亮	金子	鉄雄	原田	太郎	東原	美寅	原田	健一	石	川	宰敬	石塚
鴨尾	進	川久	保収二	川瀬	延勇	日高	靖可	日野	潤一	平岡	辰夫	市川	昇	市場	敏司
河野	一欣	河邊	徹夫	川又	祐子	平野	法治	広島	昭三	福田	一彌	岩崎	安	岩田	睦
菊地	智太	菊地	正一	菊地	連一	福田	正弘	藤原	茂俊	藤田	裕行	上野	清治	上原	富次
菊地	勝夫	木島	寿雄	北崎	友洪	藤浪	達哉	藤野	雅之	細居	俊司	内田	十九	江口	浩
北迫	採加	釘貫	俊治	倉形	桃代	細谷	弘治	堀江	正夫	榎	泰智	大河	内昭夫	大谷	近江
倉谷	三男四郎	黒川	一夫	此元	志津範	松田	清次郎	松田	好子	松田	純清	大曲	喜四郎	大松	茂男

平成22年度合同慰霊祭在宅参拝者及び寄附者名簿

(敬称略・あいうえお順)

阿部	敏行	荒井	和彦	新井	郁男
新	忠信	有川	信男	飯田	耕作
井	濁	昭二	井下	田芳朗	生駒
石川	宰敬	石塚	健一	石原	金三
市川	昇	市場	敏司	井出	宏
指宿	正春	今井	五十二	井本	尚宏
岩崎	安	岩田	睦	宇井	忠一
上野	清治	上原	富次	鶴飼	昇
内田	十九	江口	浩	海老原	富美枝
大河	内昭夫	大谷	近江	大塚	昌元
大都	城是雄	大平	今男	大穂	利武
大曲	喜四郎	大松	茂男	大山	達夫

(以上210名)

萩原 健一	奥土居康行	尾関 基	平井 脩博	平塚 久夫	平野 暢男
小沼 愛	小野原 正	川野 周平	藤田 保光	福本梁之介	
梶原 次男	河越 重臣	吉川 裕男	藤井 常男	藤井 弥五郎	藤沢 十三男
神戶 豊	北村 信也	栗原 達夫	布施木 昭	船木 哲	古橋 茂人
口石 典啓	熊谷 國彦	駒場剛太郎	別所 末一	前田 暢彦	曲 寿郎
黒崎 昭二	小貫 達雄	坂下 邦弘	増谷 純雄	松浦登士郎	松永 太
佐伯 禮行	坂 秀男	松本 豊次	松本 榮三郎	松本 真鋼	秀夫
篠原 重邦	佐藤 淳	鮫島 勝夫	丸田 俊雄	安夫 三浦	天士
清水 典郎	白川 浩司	島田 信夫	三木 輝雄	三宅 升信	宮田 和信
杉澤 英雄	杉田 繁春	新郷 勝亮	森 可成	森 善治	母袋 健一
鈴木 昭	鈴木 育造	鈴木 敏	森 忠	森 一雄	守屋 照雄
諏訪 宏	高井 宏子	高崎 啓靖	安富 東洋	築木 清	矢吹 朗
高田 耕治	高橋 吉三郎	高橋 正哉	山形 傳吉	山口 春治	山口 浄秀
高橋 鐵郎	竹内 壽存	武田 健策	山澤 佐一郎	山本 精一	吉田 治正
田中 正和	田中 慶夫	田中 健	米光 啓	若林 幹雄	渡邊 匡介
谷 敬二	谷垣 尚	谷 勝啓			
谷和 二郎	田村 潤二	塚本 弘満			
津覇 実雄	土居 武	徳尾 豊彦			
富永宮之助	鳥山 隆	永井 勝一			
長井 栄治	中川 巖	長坂 時男			
長澤 剛	中田 惣一郎	中西 秀夫			
中濱 範夫	中村 佳暉	中村 喜一郎			
長屋 恒久	南雲 芳郎	西岡 正			
仁保 博成	野上 五夫	野口 信夫			
野尻 昌秋	野原 繁	野俣 明			
野村 彰	島間 成允	花村 龍男			
羽田 祐三	濱地 信男	林 政江			
原田 義治	原田 初	彦坂 則夫			
秀嶋 定	日野 一郎	平居 新市郎			

新入会員名簿 (敬称略)
(6月1日～8月31日)

【賛助会員】 (あいいうえお順)
大 下 省 治 小 西 忠
三 好 達

「ご投稿についてのお願ひ」
ご投稿に際しましては、次の点にご留意くださるようお願いいたします。

- 1 原稿は、手書き、ワープロ・パソコン作成のいずれでも結構ですが、なるべく縦書き、1段17字詰めをお願いします。
- 2 記事の取捨選択、紙面の都合等による一部割愛、修文等については、当協議会事務局に任せ願ひます。
- 3 慰霊祭、行事等の写真がありましたら、なるべく添付してください。
- 4 原稿、写真等は、原則としてお返しいたしません、必要の場合、その旨お書き添えください。
- 5 会報・機関誌、投稿記事等の送付先は、左記の当協議会事務局宛とさせていただきます。

記
〒105-0014 東京都港区芝2-5-19 TAビル4階
(財)大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会事務局
電話 03-5730-0421
FAX 03-5730-0422

当協議会会員ご入会のご案内
当協議会におきましては、慰霊事業の永続をはかるため、なるべく多くの方々の会員ご加入をお待ちしております。
皆様のご協力をお願い致します。
会員の区分と年会費は次のとおりです。

- 一 賛助会員
(本会の趣旨に賛同する個人)
年会費 三〇〇〇円
- 二 賛助特別会員
(特別ご芳志の賛助会員)
年会費 五〇〇〇円
- 三 正会員
(本会の趣旨に賛同する慰霊目的の法人)
年会費 一〇〇〇〇円
- 四 特別会員
(本会の趣旨に賛同する法人・団体)
年会費 五〇〇〇〇円